いつまでも いきいきと住み慣れた大崎市で暮らすために

10月１日から 介護予防・日常生活支援

総合事業<新しい総業>を始めます

平成27年の介護保険法の改正により、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援に力が注がれた「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」が創設されました。

　65歳以上のすべての人と、介護保険制度の「要支援１・２」に認定された人が対象となり、要介護状態にならないよう、医療や福祉の関係機関、地域づくりとも連携して、介護予防サービスや各種事業を提供するもので、大崎市では10月から開始します。

　今回は、新しい総合事業の概要についてお知らせします。

**日本の社会が抱える課題**

　団塊の世代が75歳以上となる平成37年（２０２５年）にかけて、日本の社会は、４人に１人が75歳以上となる「超高齢化社会」を迎えます。

　このとき介護や医療の負担と給付のバランスが崩れることで、社会を支える現役世代の負担はもちろん、高齢者自身の負担も増えることが見込まれるなど、日本の社会が抱える世代を超えた大きな課題となっています。

**積極的な介護予防**

　どれだけ年を重ねても、住み慣れた地で、いつまでもいきいきと安心して暮らし続けていくためには、高齢者自身が、社会での「役割」や「生きがい」をもつことが大切です。

　地域づくりや趣味の場に積極的に参加するなど活動的ではりのある生活を行い、介護が必要な状態にならないよう、意識的に予防することが大切です。

**新しい総合事業とは**

　10月から始まる大崎市の「新しい総合事業」では、65歳以上のすべての人を対象とする『一般介護予防事業』を新たに設けます。また、これまで、介護保険制度の「要支援１・２」に認定された人を対象としてきた「訪問介護」と「通所介護」を、『介護予防・生活支援サービス事業』として、新しい総合事業に移行します。

　対象者一人ひとりの状況に応じた、これまでよりもサービスの選択幅が広い介護予防事業として、生活を支え、健康づくりの手助けをします。

**一般介護予防事業**

対象　65歳以上のすべての高齢者

事業内容

▼高齢者の集い（お茶っこ会、交流サロン）、▼介護予防普及啓発（運動・口腔・栄養・失禁予防などの講座）、▼いきいき百歳体操、▼脳の健康教室

**介護予防･生活支援　サービス事業**

対象　新規または更新の申請手続きにより、介護保険の要支援１・２の認定を受けた人、または、基本チェックリストにより、生活機能の低下が見られ、事業対象者と判断された人

事業内容

 訪問型サービス

▼ホームヘルプサービス（掃除、調理など）▼おうちでリハビリ（短期間）▼配食サービス　など

 通所型サービス

▼デイサービス　など

**相談先**

●古川地域包括支援センター

古川大宮7丁目2-3　電話87-3113

担当地域：古川地域（古川・荒雄・志田・西古川・敷玉・高倉）

●志田地域包括支援センター

三本木字大豆板24-3　電話53-1271

担当地域：松山地域、三本木地域、鹿島台地域

●玉造地域包括支援センター

岩出山字下川原町100-8　電話72-4888

担当地域：岩出山地域、鳴子温泉地域

●田尻地域包括支援センター

田尻沼部字富岡浦29　電話39-3601

担当地域：田尻地域、古川北部地域

（宮沢・富永・長岡・清滝）

問合せ 高齢介護課 電話23-2511